

焼津市子ども読書活動推進計画 (第三次)

~いつでも 本となかよし やいづの子~



令和6年3月
焼津市教育委員会

はじめに

現代は、インターネットやスマートフォンが普及し、子どもたちがYouTube等で動画を観たり、LINE等で友達と会話をしたりするなど、情報を得る方法やコミュニケーションを取る方法などが多様化してきています。こうした技術革新などの大きな環境変化もあって、子どもの読書離れが指摘されてきました。

第五次『子どもの読書活動推進に関する基本的な計画（令和5年3月 文科省）』においては、「小学生と中学生の不読率は中長期的には改善傾向にある。一方で、高校生の不読率は依然として高い傾向にある。」としています。このことは、焼津市においても同様の傾向が見られ、中学生で学年が上がるにつれて、不読率が増える傾向にあります。

そして、市内小中学校では、国のGIGAスクール構想のもと一人一台端末が配備され、学校図書館でもタブレット端末を活用した図書館活動が求められています。

今回、このような現状や第二次計画での成果と課題を踏まえ、より一層、子どもたちが読書習慣を身に付けたり、自ら進んで読書に浸ったりすることができるよう、「第三次 焼津市子ども読書活動推進計画」を策定しました。

第三次計画では、令和3年にオープンしたターキングこども館「やいづ えほんと」や学校、その他の公共施設等との連携をより一層強化して、身近な読書環境づくりや普及活動の充実を図っていきたいと考えております。

子どもたちが、学校に通っている間に、夢のある本と1冊でも多く出会えるよう、家庭や地域、学校、市立図書館の連携をこれまで以上に充実させ、読書活動の推進に努めて参ります。今後とも、市民の皆様をはじめ各関係機関の皆様のご理解とご協力を願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました関係者の皆様に深く感謝し、心からお礼を申し上げます。

令和6年3月

焼津市教育長

羽田明夫

目 次

計画の策定にあたって

| | |
|-----------------------------------|------------|
| 1 子どもの読書活動の意義 | • • • • 1 |
| 2 子どもの読書活動を取り巻く状況 | • • • • 1 |
| 3 子どもの読書活動推進計画の目的 | • • • • 2 |
| 4 計画の背景と位置付け | • • • • 2 |
| 5 第二次計画の取組の成果と課題 | • • • • 4 |
| 6 計画の対象者 | • • • • 4 |
| 7 計画期間と進行管理 | • • • • 4 |
| 第1章 基本方針 | • • • • 5 |
| 第2章 子どもの読書活動推進のための施策 | |
| 1 家庭における子どもの読書活動の推進 | • • • • 5 |
| 2 地域における子どもの読書活動の推進 | • • • • 8 |
| (1) 市立図書館の整備・充実 | • • • • 8 |
| (2) ターントクルこども館「やいづえほんと」の充実 | • • • • 12 |
| (3) 地域施設の充実 | • • • • 13 |
| 3 保育園(所)・幼稚園・通園施設における読書活動の推進 | • • • 15 |
| 4 小・中学校における子どもの読書活動の推進 | • • • • 17 |
| (1) 学校の人的体制づくり | • • • • 17 |
| (2) 学校図書館の整備・資料の充実 | • • • • 19 |
| (3) 読書活動の充実及び学校図書館を活用した学習活動の充実 | • • • 21 |
| (4) 家庭・地域との連携 | • • • • 23 |
| 5 高等学校における読書活動の推進 | • • • • 24 |
| 6 連携による子どもの読書活動の推進 | • • • • 26 |
| (1) 公立図書館間の連携 | • • • • 26 |
| (2) 小・中学校の学校図書館の連携 | • • • • 26 |
| (3) 学校図書館と市立図書館の連携 | • • • • 27 |
| (4) その他関係図書館等との連携 | • • • • 28 |
| 7 子どもの読書活動の啓発と広報等の推進 | • • • • 29 |
| (1) 情報の収集・提供の充実 | • • • • 29 |
| (2) 「子ども読書の日」・「読書週間」等における啓発・広報の推進 | • • • • 30 |

| | | |
|-----|-----------------------------|----------|
| 第3章 | 推進・支援体制の整備等 | |
| 1 | 市における推進・支援体制の整備 | • • • 31 |
| 2 | 書店との連携 | • • • 31 |
| 3 | 報道機関との連携 | • • • 32 |
| 4 | 施策の実施に向けて | • • • 32 |
| | ・ 焼津市子ども読書活動推進計画（第三次）努力目標一覧 | • • • 33 |
| | ・ 実施事業の一覧 | • • • 35 |

参考資料

| | | |
|---|---------------------------------|----------|
| 1 | 「焼津市子ども読書活動推進計画」（第三次）の体系と取組 | • • • 40 |
| 2 | 「焼津市子ども読書活動推進計画」（第三次）体系図 | • • • 41 |
| 3 | 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号） | • 42 |
| 4 | 焼津市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要領 | • • • 45 |
| 5 | 策定委員会委員名簿・作業部会部員名簿 | • • • 46 |
| 6 | 策定委員会・作業部会等の経過状況 | • • • 47 |
| 7 | アンケート抜粋（不読者・本を読むことが好きな子どもの割合） | • • • 48 |

計画の策定にあたって

1 子どもの読書活動の意義

読書により、子どもは豊かな言葉を獲得し、想像力を高め、感性を磨き、表現力、考える力を育てていきます。また、様々な本を読むことで、将来への夢や希望をふくらませ、人生をより深く生きる力を身に付け、子ども自身の世界を広げます。

読書の楽しさを知り、身に付けた読書の習慣は生涯に渡る大きな財産の一つと言えるでしょう。

このような読書の習慣を身に付けるには、幼い頃からさまざまな本に触れる機会を増やすことが大切であり、子どもの読書活動を支え、充実させていくため、家庭や地域・学校・図書館が連携協力し、子どもの読書活動を推進していく必要があります。

2 子どもの読書活動を取り巻く状況

ゲームやインターネット、携帯電話（スマートフォン）等の情報媒体の普及や、それを利用したSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等のコミュニケーションツールの多様化など、子どもを取り巻く情報環境が大きく変化しており、これらは子どもの読書環境にも大きな影響を与えている可能性があります。

また、世界的な新型コロナウィルス感染症の感染拡大は、社会全体に大きな影響を与え、デジタル化の進展をさらに後押しし、電子書籍やタブレットによる学習など、文字を読む方法についても選択肢が広がっています。

このような状況の中で、子どもたちが読書の楽しさやすばらしさを知り、一人一人の子どもがたくさんの本と出会えるように、子どもの発達段階に応じた読書活動推進の取組を一層強化する必要があります。また、保護者や教師などの大人が連携・協力し、子どもが読書に親しむための環境づくりや、きっかけづくりのために計画的、継続的な取組が必要です。

3 子どもの読書活動推進計画の目的

焼津市子ども読書活動推進計画*1（以下「市推進計画」という。）は、子ども（おむね18歳以下の者をいう。以下同じ）が自主的に読書活動をすることができる読書環境の整備・充実を図るために策定するものです。市推進計画は、子どもの読書活動の推進に取り組むことができるよう市民一人一人はもとより、家庭、地域、学校等のそれぞれが果たす役割を示すとともに、焼津市が実践していくべき施策の方向性を明らかにしています。

4 計画の背景と位置付け

市推進計画は、子どもの読書活動の推進に関する法律*2（平成13年法律第154号。以下「法」という。）第9条の規定に基づき、国が策定した「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」*3（以下「国的基本計画」という。）及び「静岡県子ども読書活動推進計画」*4を基本として策定するものです。

「第6次焼津市総合計画第2期基本計画」（以下「第6次市総合計画」という。）は、施策とSDGs（持続可能な開発目標）の目標を関連付けて達成に向けた取組を進めることとしています。市推進計画は、この「第6次市総合計画」において、政策「生きがいを持って暮らせるまちづくり」の施策「生きがいづくりの推進」に関する個別計画に位置付けられており、SDGsの目標「4 質の高い教育をみんなに」「11 住み続けられるまちづくりを」と関連付けて、本市の特徴や現状を踏まえ、達成に向けた取組を進めます。

*1 焼津市子ども読書活動推進計画

平成13年12月に公布・施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、平成14年8月に国が「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を、平成16年1月に県が「静岡県子ども読書活動推進計画」を策定しました。これを受け、焼津市の子どもの読書活動を推進するため、平成19年7月に市推進計画（第一次）、平成26年3月に市推進計画（第二次）を策定しました。

*2 子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月12日に公布され、子ども読書活動推進に関する基本理念・国及び地方公共団体の責務・必要事項等を定めた法律

*3 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画

平成14年8月に国が「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき策定し、国の読書推進施策の基本的方針と具体的な方策を明らかにしたもの。令和5年3月に（第五次計画）が策定されました。

*4 静岡県子ども読書活動推進計画

平成16年1月に県が「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条の規定に基づき策定し、平成30年3月に（第三次計画）、令和4年3月に（後期計画）が策定されました。

【SDGsの推進】

SDGs（エスディージーズ）は、2015年9月の国際サミットで合意された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」です。



【国の動き】

平成11年8月：平成12年を「子ども読書年」とすることを衆参両院で決議

平成13年12月：「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布、施行

平成14年8月：「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第一次）を策定

平成20年3月：「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第二次）を策定

平成25年5月：「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第三次）を策定

平成30年4月：「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第四次）を策定

令和5年3月：「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第五次）を策定

【静岡県の動き】

平成16年1月：「静岡県子ども読書活動推進計画」（第一次計画）を策定

平成20年2月：「静岡県子ども読書活動推進計画」（後期計画）を策定

平成23年3月：「静岡県子ども読書活動推進計画」（第二次計画）を策定

平成30年3月：「静岡県子ども読書活動推進計画」（第三次計画）を策定

令和4年3月：「静岡県子ども読書活動推進計画」（後期計画）を策定

【焼津市の動き】

平成19年7月：「焼津市子ども読書活動推進計画」（第一次）を策定

平成26年3月：「焼津市子ども読書活動推進計画」（第二次）を策定

5 第二次計画の取組の成果と課題

第二次計画は、子どもの読書活動推進のための施策として7項目、推進・支援体制の整備として4項目の重点施策を掲げ、様々な施策に取り組んできました。

それぞれの数値目標については、完全とは言えないものの、おおむね目標に近くづくことができたと考えます。

一方、新型コロナウイルス感染症の対策として催事の縮小や中止などに加え、地域・家庭における取組も必ずしも十分であったとは言えないことから、地域での「読み聞かせ会」や家庭における「親子読書」^{*5}などの取組を、より一層充実させることが必要です。

国は、子どもたちの読書の取組状況については、国的基本計画の中で、「小学生と中学生の不読率は中長期的には改善傾向にある。一方で、高校生の不読率は依然として高い傾向にある。」としています。焼津市においても同様な傾向が見られ、子どもの自主的な読書活動が完全に定着しているとはいえないことから、今後も小・中の各学校段階における読書習慣を身に付けさせる取組を推進とともに、高等学校とも連動することで、乳幼児期から発達段階に応じて読書に親しめるような環境の整備等に積極的に取り組んでいきます。

6 計画の対象者

対象者は、主に子どもとします。また、子どもの読書活動の推進に関わる保護者、教職員、保育士、市民ボランティア、行政関係者等も対象とします。

7 計画期間と進行管理

計画期間は、第二次計画の成果と課題を踏まえ、令和6年度から令和15年度までの10年間とし、計画の進捗状況を踏まえて、必要に応じて見直しを図ります。



*5 親子読書

親と子が家庭で楽しみながらいっしょに本を読み、それについて話し合うことにより、親子の絆づくりをすることです。親に限らず、祖父母や兄弟などといっしょに本を読むことで、家族に会話が生まれ絆が深まります。また、子どもに読書習慣を身に付けさせることも目的のひとつです。

①同じ本を読む。②同じ時間に別の本を読む。③それが本を読んで聞かせる。④それぞれ読んだ本の感想を話し合ったり、褒め合ったりする。

第1章 基本方針

◇ 読書環境の整備・充実

子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本に親しみ、読書を楽しむことができるよう、施設・資料など読書環境の整備・充実に努めます。

◇ 読書機会の提供

家庭・地域・学校が相互に連携・協力し、子どもがいつでも本と出会えるようにさまざまな読書機会を提供していくことに努めます。

◇ 読書活動の啓発と普及

子どもの自主的な読書活動を推進するために、子どもの読書活動の意義や重要性を広く啓発・普及するよう努めます。

第2章 子どもの読書活動推進のための施策

1 家庭における子どもの読書活動の推進

【役割】

- ・身边に本のある家庭環境をつくること。
- ・読み聞かせや朗読を習慣化すること。
- ・家庭のなかで大人が本を大切にし、読書すること。
- ・よい絵本や児童書とつなぐ働きかけをすること。

<現状・課題>

ア 様々な機会によって、乳幼児を持つ保護者を中心に絵本への関心が高まっていますが、子どもの年齢に応じたよい絵本とは何かなど、適切な情報をタイミングよく提供する必要があります。また、身近なところで読み聞かせ会が行われていることの情報提供や、関心を示さない保護者への働きかけが必要です。

イ 家庭で子どもがよい絵本や児童書と出会う機会を増やすためには、身近にそれを支援する施設や、それを促進する取組が必要です。本市には、建て替

えにより図書室が従前より充実している地域交流センター（公民館）があります。また、小学校や子育てサポートルーム等、図書館以外の施設に出向いて読み聞かせを行い、子どもや保護者が本に触れる機会を増加させています。

ウ 令和3年にターントクルこども館内のこども図書館「やいづ えほんと」が開館し、連日多くの市民でにぎわっています。「やいづ えほんと」での読書体験を、家庭での読書につなげるための工夫が必要です。

エ 家庭のなかで親子読書や読み聞かせを続けることは、子どもの読書習慣の形成等に有益です。しかし、電子メディアの普及により、動画視聴やゲームなど、家庭での時間の過ごし方の変化や保護者の就業形態の多様化、塾や習い事に関わる時間の増加など、子どもの生活環境の変化によって、親子で読書を楽しむ時間の確保が難しくなっています。また、子ども以上に大人の読書離れが指摘されています。

<施策の方向>

ア 保護者への啓発

保護者の温かな語りかけや読み聞かせなどが子どもの心を育み、読書習慣の形成につながります。子どもの人生を豊かにするため、家庭における読み聞かせなどの大切さを様々な機会を捉えて啓発していきます。

本市の主な取組として、6～7か月児対象の「ブックスタート事業」^{*6}、保育園（所）での保護者会、幼稚園・小学校の保護者対象の「家庭教育学級」^{*7}、各地域交流センターの「焼津市子育てグループ」^{*8}があります。これらの機会を捉え一層の啓発に努めます。

*6 ブックスタート事業

すべての乳幼児と保護者を対象に、健康づくり課の6～7か月児相談の際、乳児・保護者に絵本を手渡し、絵本の必要性や読み聞かせの大切さを説明するとともに、絵本を開く楽しい体験を通じて、親子の心触れ合うひと時を持つきっかけづくりを目指した事業

*7 家庭教育学級

家庭教育に対しての迷いや悩み、不安などの解決や解消、保護者同士のネットワークづくりなどを目的とした学習会。焼津市では、市内の保育園（所）、幼稚園、小学校に通う子どもを持つ保護者、また子育てに関わっている人を対象に、家庭教育に関する学習の場として開設しています。

*8 焼津市子育てグループ

学習活動を通した保護者のネットワークの形成を図る広場を、市内の地域交流センターを中心に開設しています。0歳児から未就園児を持つ保護者を対象に、保護者と子が自由に遊び地域の保護者同士・子ども同士が自由に交流しながら、子育てに関する情報交換や仲間づくりなどを行っていきます。

イ 子どもと本をつなぐ働きかけ

家庭でのよい本との出会いを支援するために、図書館・地域交流センター
図書室の児童書をより充実させ、様々な広報手段（「図書館だより」、「広報や
いづ」、「図書館ホームページ」、「SNS 配信」等）を通じて、読み聞かせ会等の
情報提供に努めます。

また、図書館・地域交流センター・「やいづ えほんと」が連携し、読書に
親しむことができる環境づくりを進めます。

2 地域における子どもの読書活動の推進

(1) 市立図書館の整備・充実

【役割】

- ・児童書及びヤングアダルト*9 向けの図書館資料（図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 3 条第 1 号の図書館資料をいう。以下同じ）を充実し、市内の子どもに等しく提供すること。
- ・図書館を子どもが一層利用・活用できるようにすること。
- ・子どものいる家庭や地域に読書の大切さを啓発すること。
- ・読書活動に関わる人への読書活動推進のための支援を行うこと。
- ・子どもが身近なところで読書のできる環境を整備すること。
- ・地域の読書活動推進団体や図書館活動グループ*10 等との一層の連携を図ること。

<現状・課題>

ア 令和 5 年 3 月末現在、市内の 0 歳から 12 歳までの子どもの人口は 13,301 人で、この年齢向けの本は、焼津図書館・大井川図書館合わせて 119,755 冊（1 人当たり約 9 冊）です。今後、学校への団体貸出し*11 を充実させるには、児童書の蔵書数を更に増やしていく必要があります。

イ 小学生に比べ、中・高生の図書館貸出利用率は非常に低い状況にあります。その理由として「勉強や部活に忙しく本を読む時間がない」「読みたい本がない、何を読んでいいのかわからない」などが考えられます。これは、「読みたい本に出会っていない」ともいえます。感性の豊かなこの時期にこそ、意図的に「出会いの場」をつくる必要があり、そのためには蔵書の充実や選書、ニーズの把握、PR などの工夫が一層求められます。

ウ 令和元年度に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第 49 号）」が公布されました。視覚障害をはじめ、障害のある子どもの読書活動を支援するための図書館資料の整備充実が課題ですが、出版されている図書資料は少なく、少しづつ整備しているのが現状です。



*9 ヤングアダルト

13 歳～19 歳の“若い大人”という意味で使われている言葉です。児童書から一般書への橋渡し的意味合いで、中学・高校生世代へ提供する本を「ヤングアダルト図書」と呼んでいます。

*10 図書館活動グループ

図書館と関わりを持ち、自主的な活動をするなかで、図書館と市民のみなさんとの橋渡し役となっているグループ。令和 4 年度現在、市立図書館に登録されているボランティアグループは 6 団体です。

*11 団体貸出し

図書館が教育施設・福祉施設・読み聞かせのボランティア等の団体へ貸出しすること。

エ 小・中学校での調べ学習では図書館の利用が不可欠ですが、テーマに即した図書館資料に利用が集中し一時的に足りなくなることがあるほか、児童生徒の図書館の活用の仕方の理解が十分とはいえません。

オ 健康づくり課が実施している6～7か月児相談時に、絵本の読み聞かせの講話を行い、絵本の楽しさ、素晴らしさ、読み聞かせのポイント、図書館のあかちゃん絵本コーナーについて説明し、絵本を手渡す「ブックスタート事業」を行っています。その際、外国につながる子どもや保護者に対するサポートとして、絵本の楽しみ方についての外国語パンフレット等を配付しています。

カ 保護者や教職員等、子どもの読書活動に大きな影響を持つ人が参加できる講座等の内容の充実が求められます。

キ 子ども向け行事については、読み聞かせ会や図書館講座等、年齢に応じた行事等を行っていますが、参加人数に偏りがあり、内容の充実が求められています。

ク 令和5年3月現在、市内には約5,000人の外国籍の人が住んでおり、そのうち18才以下は861人です。フィリピン共和国、ベトナム社会主義共和国、ブラジル連邦共和国など様々な国や地域にルーツを持つ子どもに配慮した資料が必要ですが、収集の対象となる言語が多岐にわたり流通数も少ないことから、現在のところ図書館や地域交流センターの所蔵数が十分とはいえません。

<施策の方向>

ア 専門職員の充実と資質の向上

子どもの読書活動を推進するための専門職員として、図書館司書*12と児童サービス担当者の充実と資質の向上に努めます。



*12 図書館司書

図書館法第4条の規定に基づいて図書館に設置される専門職員

イ 図書館資料等の整備・充実

児童書、中・高生向け図書館資料、外国につながる子どものための図書館資料や調べ学習の図書館資料を更に充実させます。また、電子書籍の導入については、デジタル化の進展により、電子書籍やタブレットによる学習など、文字を読む方法についても選択肢が広がっている現状を考慮し、今後の動向を注視しつつ、近隣市町や県内の先進図書館の事例を検証、研究していきます。

ウ ヤングアダルトサービスの充実

学校等と連携し、ヤングアダルトに読ませたい本や、ヤングアダルトが求めている本などを把握し、ヤングアダルト向けの図書館資料の充実を図ります。また、ヤングアダルトを図書館へ向かわせる工夫や啓発の仕方などについて研究します。

エ 障害のある子どもの読書活動の支援

障害のある子どもの読書活動を支援するため、施設面での配慮、さわる絵本や点字絵本など障害の状況に応じた図書館資料の充実に努めます。また、アシストサービス^{*13}の利活用に向けて一層のPRに努めます。

オ 外国につながる子どもの読書活動の支援

外国につながる子どもの読書活動を支援するため、翻訳絵本や外国に関する図書館資料の収集・提供、利用案内等のサービスの充実を図ります。また、多言語での読み聞かせ会などを通じ、読書活動の支援に努めます。

カ 調べ学習への支援

子どもが自ら本を選んだり、学習に必要な資料を探したりすることができるよう、図書館の活用の仕方を学ぶ機会を増やします。

キ 乳幼児サービスの充実

ブックスタート後の1歳半から6歳くらいまでの子どもにおすすめの絵本を紹介しているセカンドブックリストの配付や、赤ちゃん絵本コーナーの蔵書を充実していきます。



*13 アシストサービス

視覚障害や身体の障害、高齢などの理由により、図書館の利用が困難な方のためのいろいろなサービス

ク 子ども読書活動に関わる大人のための講座の充実

保護者や教職員及びボランティア等、子どもの読書活動に大きな影響を持つ大人が、読書の楽しさ、素晴らしさについて学ぶ講座の充実に努めます。

ケ 子ども向け行事の充実・推進

読書への関心がさらに高まるように、読み聞かせ会や図書館講座などの行事や本の特集展示を工夫していきます。また、「子ども読書の日」*14 や「読書週間」*15 に合わせた行事を開催します。このほか、読書手帳の活用等、楽しみながら読書意欲の増進が図れる工夫を継続します。

コ 図書館の情報発信の強化

市民に対し、読んでほしい本を集めたブックリスト*16 や本の展示などの児童書に関する情報、読み聞かせ会や講座などに関する情報提供は、子どもの読書活動を推進していく上で重要な役割を果たします。広報誌や図書館ホームページ、SNS を通じた積極的な情報提供に努めます。

サ 関係機関等との連携

県立中央図書館・県内市町立図書館、市内大学図書館、さらに全国的なネットワークを利用して、情報収集や情報交換・相互貸借*17 などを行い、読書活動の推進に努めます。



*14 子ども読書の日

平成 13 年 12 月 12 日に公布された「子どもの読書活動の推進に関する法律」により、4 月 23 日が「子ども読書の日」と制定されました。

*15 読書週間

昭和 22 年、まだ戦火の傷痕が至るところに残っているなかで「読書の力によって、平和な文化国家を作ろう」という決意のもと、出版社・取次会社・書店と公共図書館、そして新聞・放送のマスコミ機関も加わり、11 月 17 日から、第 1 回『読書週間』が開催されました。翌年の第 2 回からは、文化の日を中心とした 10 月 27 日～11 月 9 日の 2 週間と定められました。

*16 ブックリスト

本を薦めたり、紹介したりするために作られた目録

*17 相互貸借

図書館サービスの一つとして、自館に所蔵していない資料を、他の市町や県外の図書館から借り受けて、利用者に自館の所蔵資料と同様に貸出しを行います。

(2) ターントクルこども館「やいづえほんと」の充実

【役割】

- ・絵本を中心に図書館資料を充実し、市内の子どもに等しく提供すること。
- ・図書館に準じた施設として、子どものいる家庭や地域に読書の大切さを啓発すること。
- ・「やいづえほんと」について広く周知し、子どもとその保護者が一層利用・活用できるようにすること。
- ・ターントクルこども館内に「焼津おもちゃ美術館」を併設していることから、読書に関心の少ない子どもたちにも興味を持つてもらえるようなきっかけづくりをすること。

<現状・課題>

ア 令和3年7月にターントクルこども館が開館し、その1階に「やいづえほんと」がオープンしました。絵本を中心に蔵書を収集し、館外貸出しあわせずに館内でいつでも絵本と会える施設として運営されていて、連日家族連れでぎわっています。

イ 読み聞かせを毎日3回実施しています。「焼津おもちゃ美術館」の利用者にも参加を呼びかけ、読み聞かせや読書へ興味を持つきっかけづくりを行っています。

ウ 新しい施設のため、市内にはまだ利用したことのない市民がいます。

<施策の方向>

ア 市立図書館と連携・協力した資料収集及び職員研修への協力・支援
テーマ配架や特色を活かした資料の収集を継続します。市立図書館は「やいづえほんと」の資料収集に協力し、助言を行うとともに、スタッフ等への研修に協力します。

イ 読書普及活動の充実

施設の特色を活かし様々な読書普及活動を実施します。また、市立図書館をはじめ地域の施設と連携し、読書普及活動等を共催で行います。

ウ 市民への周知

「やいづえほんと」を市民に周知するために、これまで以上に広報活動に力を入れていきます。

(3) 地域施設の充実

【役割】

- ・身近に読書活動の場を整備し、地域の子どもと本をつなぐ働きかけをすること。

<現状・課題>

ア 焼津市には、地域ごとに9つの地域交流センターが設置されています。

その内8つの地域交流センターに図書室があり、それぞれの地域交流センター図書室へは図書館から新刊本を配本し、また古くなった本を回収しています。立地条件も小・中学校の比較的近くに建っており、子どもたちが利用しやすい施設となっています。

イ 「放課後児童クラブ」*18 や「放課後等デイサービス」*19 が整備されていますが、そこでも子どもたちの身近に本が常備されている読書環境をつくることが必要です。

ウ 悩みを持った子どもやその保護者のための相談室や教室、地域で子どもたちが活動する場に、読書活動を組み込んでいく工夫が必要です。

<施策の方向>

ア 地域施設の整備

今後も各地域交流センターと市立図書館が互いに連携を図り、各センターのニーズに合った資料を配本・整理していくとともに、引き続き利用案内に努めます。

また、地域の中で本と子どもをつなぐため、人的配置も含めた体制づくりに努めます。

イ 「放課後児童クラブ」や「放課後等デイサービス」における読書活動の充実

子どもたちが放課後の時間を過ごす児童クラブやデイサービスに、本を身近に置き、読み聞かせなどを通じた読書活動の実施を働きかけます。

*18 放課後児童クラブ

保護者が働いているなどの理由で昼間家庭にいない児童に対して、主として放課後に適切な遊びや学習の場として提供。令和4年現在、市内には24 クラブ設置

*19 放課後等デイサービス

支援を必要とする障がいのある児童生徒や発達に特性のある児童生徒の健全育成及び保護者の養育負担の軽減を図り、児童生徒の福祉の向上と余暇活動の充実を図ることを目的に開設されました。焼津市では、令和4年度現在、16 施設開設

ウ 子育て支援拠点*20 における読書活動の充実

児童図書を備え、子どもの自発的な読書や読み聞かせが行われるよう努めます。子育て支援コンシェルジュを中心に、引き続き育児相談や読書活動など保護者等からの相談に対し助言をしていきます。



*20 子育て支援拠点

地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進することを目的に、乳幼児とその保護者の交流の場の提供、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行っている施設

3 保育園（所）・幼稚園・通園施設における読書活動の推進

【役割】

- ・絵本の素晴らしさを伝え、園児の豊かな心を育むこと。
- ・日常保育のなかで、より絵本に親しめるよう働きかけをすること。
- ・よい絵本を豊富に揃え、園の読書環境を整えること。
- ・読書を通じて、親子のふれあいが深まるようにすること。

<現状・課題>

ア 図書コーナーは、ほぼ全園設置されていますが、園によっては、明るさ・収納・静けさなど環境の配慮が必要な所があります。

イ 半数以上の園では、絵本の貸出しを行っていますが、保護者に読み聞かせをしてもらう子ばかりではなく、自分で読んだり、中には読まないで返したりする子もいます。

ウ 読み聞かせはほぼ毎日行われていますので、園にいる時は、本に触れる機会がありますが、家庭での取り入れ方は様々で、家庭への働きかけの必要があります。

エ 各園では、発表会・ペーパーサート*21・パネルシアター*22・素話*23など、保育に本を取り入れた活動を工夫しています。また、読み聞かせは、担任教諭・保育士だけでなく、ボランティアによっても行われています。

オ 蔵書については、計画的な購入や適正な修理・廃棄を実施していますが、全般的に蔵書数が十分であるとはいえない状況です。

カ 外国につながる園児が親しめる絵本を整備するとともに、読書活動の大切さを保護者に理解してもらう必要があります。



*21 ペーパーサート

紙人形劇のこと。人物の絵などを描いた紙に棒を付けたものを動かして演じる。

*22 パネルシアター

パネル布を貼った舞台に絵などを貼ったり外したりして展開するおはなしや歌あそび。

*23 素話

本を読んで聞かせる読み聞かせとは異なり、語り手が物語を覚えて、語り聞かせること。

<施策の方向>

ア 図書コーナーの充実

園児がゆったりしたコーナーで、絵本と触れる時間が持てるよう、明るさにも配慮しながら、読書環境づくりに努めるとともに、絵本の傷みや内容を点検し、質の高い絵本を多く備えるようにします。

イ 絵本に親しむ機会の工夫

日常保育のなかで、担任による絵本に親しむ活動や市立図書館への訪問を積極的に行うとともに、中・高生や保護者などのボランティアによる読み聞かせなどを取り入れ、園児が絵本に親しむ機会を工夫します。

ウ 職員研修の充実と保護者への周知

読書活動推進に関する職員研修の充実を図り、研修会では乳幼児期の読書活動の重要性や適切な指導法について、検討します。さらに、PTA や保護者会、家庭教育学級などの機会を捉えて、読み聞かせの意義や親子読書や家庭における読書の重要性について、保護者に周知するよう努めます。

エ 外国につながる園児への読書活動の支援

外国につながる園児も楽しめる読書活動の支援に努めます。例えば図書館の本を借り、園児や保護者が母語に触れ合う機会をつくります。

4 小・中学校における子どもの読書活動の推進

【役割】

- ・児童生徒の読書習慣を養うこと。また、児童生徒が主体的・意欲的に読書活動を行うことができるようになります。
- ・児童生徒の自主的な図書館活用能力を高めること。
- ・学校図書館の施設、設備や指導体制等の読書環境を整えること。

(1) 学校の人的体制づくり

<現状・課題>

教職員・学校司書・学校図書館ボランティアが協力し合い、より利用しやすい学校図書館をめざし、活動をしています。

《教職員》

ア 学校の組織の中に学校図書館部会等を位置付け、全校体制で組織的に読書推進に取り組んでいます。しかし、次のイ・エに記載の状況もあり、学校ごとにその取組には差が見られます。

イ 司書教諭^{*24}の配置が平成15年度から12学級以上の学校に義務付けられ、本市においても、令和5年度は市内22校のうち基準に達する小学校12校、中学校7校で司書教諭の辞令を発令しています。また、11学級以下の3校においても、司書教諭の免許を所持する教諭を配置し、学校図書館担当教諭として分掌に位置付けています。

しかし、司書教諭として任命されても、他の教諭と同様に学級担任を務め、授業時数の軽減もほとんどないなど業務過多で、司書教諭として活動する時間が得られない状況にあります。



*24 司書教諭

学校図書館法（昭和28年法律第185号）で、学校図書館の専門的職務を担う教員として、「司書教諭」を学校に置くこととしています。（学級数が合計12学級以上の学校には、必ず司書教諭を置かなければなりません。）司書教諭は、教諭として採用された者が学校内の役割としてその職務を担当し、学校図書館資料の選択・収集・提供や子どもの読書活動に対する指導等を行うなど、学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担っています。

《学校司書》

ウ 平成 21 年度から市内の全小学校図書館に、平成 22 年度から市内の全中学校図書館に、学校司書*25 を配置しました。学校図書館の環境を整え、読書・学習及び情報センターとしての機能の充実を図るために活動しています。

エ 各学校に配置された学校司書の勤務時間は 1 日 4 時間（原則年間 170 日）です。学校司書が勤務している時間に教員が授業を行っているため、学校司書と教員との打合せの調整が難しいことがあります。

《学校図書館ボランティア》

オ 学校図書館ボランティアは、子どもたちの読書に対する関心を高めるため、読み聞かせなどの活動に従事してもらっております、重要な存在となっています。



*25 学校司書

教員としてではなく、学校司書として採用され、学校図書館に勤務する学校図書館担当職員のこと。

<施策の方向>

ア 年間計画の作成

各学校で読書活動や図書館活用に関する年間計画を作成し、学校図書館の計画的な活用に努めます。

イ 研修による教職員への啓発と学校内の協力体制の確立

司書教諭、学校図書館担当教諭（以下これらを「司書教諭等」という。）及び学校司書の研修等を通じ、読書活動の重要性や学校図書館の役割について理解を図ります。

校内では校長の指導のもと、司書教諭等が中心となり、職員全体の共通理解を図り、協力体制の確立に努めます。

ウ 司書教諭の図書館業務担当時間の確保

教育委員会及び学校は、司書教諭が責務を果たせるよう、職務に専念できる時間の確保に努めます。

エ 学校司書の専門性の向上

教育委員会は、今後もすべての学校に学校司書を配置するとともに、学校図書館の効果的な活用・運用のために、研修を実施します。また、学校司書は専門的知識を生かし、小・中学校の授業や読書指導の支援、学校図書館間、市立図書館との連携などを一層推進します。

(2) 学校図書館の整備・資料の充実

<現状・課題>

ア 市内の小・中学校で図書標準*26を達成している学校の割合は、令和4年度現在、小学校100%、中学校56%です。平成24年度の調査の結果（小学校69%、中学校56%）より、整備が進み、蔵書の質は向上しつつあります。一方で図書標準に達しているものの、古い蔵書がみられる学校もあります。

イ 各学校、学級の授業で同時期に、同じテーマの図書が必要となることがあります、学校図書館で必要な図書を活用することができないことがあります。また、市立図書館でも同じテーマの図書に集中した場合、対応できないことがあります。



*26 図書標準

公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として平成5年に定めたもの

ウ 児童生徒数に応じた図書費の分配のため、高額図書の購入が難しい場合があります。

エ 図書館システムの導入率は、小・中学校ともに100%です。図書館資料をデータベース化し管理することにより、学校図書館が活用しやすくなりました。

オ 学校司書の配置により、館内の棚やカウンターの位置などが見直され、利用しやすくなった学校図書館が増えています。

カ 障害のある子どもや、外国につながる子どもが利用しやすい学校図書館をめざし、ニーズに応じた資料や施設などを整備していく必要があります。

<施策の方向>

ア 計画的な図書館資料等の整備・充実

情報が古くなった図書等の廃棄、更新を行いつつ、計画的な図書購入による図書標準の達成を促進します。

学習指導要領の改訂にあわせ、授業で使用する本の充実が必要となる場合があり、授業内容を見据えた計画的な図書購入に努めます。

また、学校図書館資料の充実のために、図書費の確保に努めるとともに、各校への分配方法について研究します。

イ 魅力ある図書館資料の充実

発達段階や地域の特性を踏まえた図書を選定し、子どもの様々な興味や関心に応えるよう、新鮮で魅力ある図書館資料の充実を図ります。

また、障害のある子どもや外国につながる子どものニーズに応じた、外國語図書などの図書館資料を備えるよう努めます。

ウ 施設・設備の整備・充実

子どもたちが十分な読書活動や調べ学習ができるよう、読書スペース及び学習スペースの環境整備に努めます。棚の高さや安全面に配慮し、より親しみやすく使いやすい学校図書館となるよう、整備を進めます。

エ 学校図書館のネットワーク化

資料の有効活用のため、学校図書館間のネットワーク化及び相互貸借について研究します。

(3) 読書活動の充実及び学校図書館を活用した学習活動の充実

<現状・課題>

- ア 市内小・中学校の読書推進活動を実施している学校の割合は、小・中学校ともに100%を維持しています。大多数の学校が朝読書^{*27}や、ボランティアによる読み聞かせ活動を継続的に行ってています。また、図書委員会等の児童生徒主体の活動も活発に行われています。
- イ 各学校で「子ども読書の日」や「読書週間」にちなんだ読書推進活動を実施したり、学校独自に「読書郵便」「読書バイキング」など工夫を凝らした活動をしたりしている学校がありますが、一層の充実を図るため、学校図書館担当者の情報交換が望まれます。
- ウ 全ての学校で新入生に対し、学校司書が学校図書館の利用方法を説明するオリエンテーションを実施しています。
- エ 司書教諭を中心とした教職員と学校司書の連携のもと、図書資料を活用した学習が進められています。しかし、教職員と学校司書が打合せを行う時間は十分ではありません。
- オ 子どもは、学習の資料として本を使用したり、休み時間に興味のある本を手に取ったり、家に持ち帰って家族に読んでもらったり、様々な形で本と関わっています。子どもの発達段階や障害の状況等に応じて、内容の選択、方法や時間の設定を工夫し、読書活動に取り組んでいます。
- カ GIGAスクール構想が始まり、一人一台タブレット端末が配備されました。学校図書館においても、タブレット端末を活用した図書館活動が求められています。

*27 朝読書

小学校・中学校・高等学校において、読書を習慣付ける目的で、毎朝ホームルームや授業が始まる前の10分間、先生と生徒が それぞれに自分の好きな本を黙って読むという運動です。

<施策の方向>

- ア 朝読書、読み聞かせ等全校で取り組む読書活動の推進
小・中学校では、朝読書や読み聞かせ等、全校で計画的に取り組む読書活動を実施するなどして読書の時間や内容の充実に努めます。
- イ 推薦図書の選定
読書への関心を高めるため、発達段階や地域の特性等を踏まえた質の高い推薦図書や必読図書*28を選定し、リストを作成します。また、学校図書館だよりで、教職員や学校司書、図書委員会の「おすすめの本」等を紹介します。
- ウ 学校図書館を活用した学習の推進
司書教諭等や学校司書が、新入生に対して学校図書館の利用方法について説明するオリエンテーションの実施を、継続していきます。
子どもが、自ら学び問題解決できる力を育てるために、学校図書館を計画的に活用した学習を推進します。
- エ 障害のある子どもへの働きかけ
障害のある子どもには、発達段階や障害の状態に応じた教育活動を展開するなかで、計画的に読書活動が体験できるように働きかけます。
- オ 先進的な事例の紹介
県内外における先進的な読書活動事例を参考にするとともに、効果的な活動について、市内の学校間で情報交換に努めます。
- カ GIGAスクール構想について
学校図書館でのタブレット端末の活用方法について、先行事例を研究します。

*28 必読図書

ぜひ読んで欲しい図書を、厳選して指定したもの。一般的には全国学校図書館協会の必読図書が知られています。

(4) 家庭・地域との連携

<現状・課題>

- ア 保護者や地域住民による学校図書館ボランティア^{*29}の果たす役割は極めて重要で、学校図書館の整備や蔵書の整理・修理、読み聞かせ等、学校司書や司書教諭等の果たす役割を補っています。
- イ 家庭でも、親が子どもに読み聞かせをしたり、子どもと一緒に読書したりする環境をつくるなど、親子読書を勧める学校も増えてきています。また、学校図書館だよりを各家庭に配付することで、学校図書館の利用を促す等の工夫をしている学校もあります。
- ウ 市立図書館では、学校で市立図書館の本をより利用しやすくなるよう、学校まで団体貸出しの本を届ける配送サービスを始めました。

<施策の方向>

- ア 学校図書館ボランティアの協力
保護者や地域住民によるボランティアの協力を得て、学校図書館の活性化を図ります。
- イ 市立図書館との連携
学校図書館ボランティアの研修については、市立図書館からの講師派遣や市立図書館主催講座などを積極的に活用します。
- ウ 家庭における読書活動の推進
子どもが自発的に読書をする習慣を身に付けることができるよう、親子読書の時間につくることや、市立図書館や地域交流センター図書室を利用することを呼びかけていきます。
また、保護者に子どもの読書の重要性を啓発していきます。

*29 学校図書館ボランティア

学校図書館等で、図書整備、環境整備、読み聞かせなどの奉仕活動を行う人のこと。

5 高等学校における読書活動の推進

<現状>

- ア 市が市内の高等学校に対し行ったアンケート調査により把握した読書活動の現状は次のとおりです。
- 焼津市内には高等学校が4校あり、市内外から約2,400人の生徒が通学しています。各高校の図書館には約2万冊から3万冊の蔵書があり、読書活動の呼びかけが行われています。
 - 学校によっては、朝読書や総合的学習の時間での読書活動が日課に組み込まれていたり、生徒による図書委員会が設置され、おすすめ本の展示をしたりするなどの行事が実施されています。
 - 全学校で学校図書館だよりを発行しており、活発な図書館活動がなされています。
 - 全学校で学校図書館の利用方法について説明するオリエンテーションが行われています。
 - SNSを活用し、図書館活動について保護者に発信している学校もあります。
- イ 高校生が市立図書館を利用する状況は、学習スペースの使用が主なものであり、本の利用につながっていません。

<施策の方向>

- ア 発達段階に応じた高校生の読書の取組

国の基本的計画（第五次計画）では、発達段階に応じた取組として「生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するためには、乳幼児期からの発達段階に応じた読書活動が行われることが重要である。」とされています。

読書に関する発達段階ごとの特徴として、高校生の時期（おおむね15歳から18歳まで）は、「読書の目的、資料の種類に応じて、適切に読むことができる水準に達し、知的興味に応じ、一層幅広く、多様な読書ができるようになる。」とされています。

イ 全校一斉の読書活動等

国の基本計画では「全校一斉の読書活動等は、本を読む習慣のない子どもが本を手に取るきっかけとなり、不読率の改善につながる可能性がある。学校において、読書の機会が確保されることは、子どもの読書習慣の形成を促すうえで重要である。」としています。

ウ ビブリオバトル*30 等への参加

県の「第三次静岡県子ども読書活動推進計画（後期計画）」内で「不読率が高い傾向にある高校生が読書の楽しさを他校の生徒等に直接伝え、読書の機会を広げる、静岡県高等学校ビブリオバトルを開催します。本を介した広域的な交流の機会にするとともに、活動が高校生をはじめ、中学生や大学生へと広がるように働きかけます。」としています。

市では、開催情報の周知に協力していきます。

エ 図書館資料の利用の呼びかけ

市立図書館では、来館した高校生に読書活動に取り組んでもらえるような働きかけに努めます。



*30 ビブリオバトル

参加者が、推薦する本について紹介し合い討論する読書会の一種で、最後に参加者全員の投票によりチャンプ本を決めます。

6 連携による子どもの読書活動の推進

(1) 公立図書館間の連携

<現状・課題>

県立中央図書館をはじめ県内外の図書館間では、ネットワークによって図書館資料の検索・相互貸借・レファレンス^{*31}（調査や相談）・情報交換が行われています。調べ学習等子どもの読書活動の更なる充実のために、より一層ネットワークの活用が望されます。

<施策の方向>

ア ネットワーク活用の広報

学校図書館や市立図書館で補えない資料や情報も、県内外の図書館や施設から入手できることを更に広報していきます。

イ 子どものレファレンス事例のデータベース化の活用

県立図書館や県内市町立図書館で協力して作成する子どものレファレンス事例を、市立図書館のレファレンスサービスや学校における調べ学習などで更に活用されるよう広報します。

(2) 小・中学校の学校図書館の連携

<現状・課題>

学校図書を有効に活用するために、学校間での相互貸借等が望れます。

<施策の方向>

学校図書館間の相互貸借の促進

学校図書の有効活用のため、各校所蔵資料状況等の情報交換の場を設けるなど、相互貸借の研究に努めます。



*31 レファレンス

図書館利用者サービスの一つで、調べものや、図書資料を検索し探すことを助けます。

(3) 学校図書館と市立図書館の連携

<現状・課題>

市立図書館から学校図書館への団体貸出し、調べ学習による市立図書館の利用については、市立図書館作成の「利用案内」による事前の申込みで対応しています。資料の貸出しあは各校の希望が重複することが多いため、市立図書館の図書館資料の一層の充実が求められます。

<施策の方向>

ア 市立図書館の図書館資料及びレファレンス機能の活用

市立図書館は図書館資料の充実に努めます。また、団体貸出しを効率的に行うために、利用方法やレファレンスサービスの周知に努めます。

イ 図書館教育連絡協議会への図書館職員の参加

市内小・中学校の教職員と学校司書が集う学校教育課主催の「図書館教育連絡協議会」に、市立図書館職員も参加し、連携を更に深めていきます。そこで出された要望や情報をもとに、両者の連携が一層図られるよう努めます。

ウ 研修会の開催

学校教育課・図書館教育連絡協議会と市立図書館とが協力し合い、子どもの読書活動を推進していく上で必要な研修会が行われるよう努めます。

エ 県立中央図書館及び県教育委員会の指導主事の専門的な助言

合同研修会等に、県立中央図書館職員や県教育委員会の指導主事の派遣を依頼する等、専門的な助言によって更に充実した活動の推進を図ります。

オ 学校図書館・市立図書館が連携した取組の展開

読書推進を目的とした図書館講座や学校行事において、図書館と学校とが連携した取組をしていくよう努めます。また、「子ども読書の日」や「読書週間」における取組には、相互の更なる連携を進めます。

(4) その他関係図書館等との連携

<現状・課題>

国際子ども図書館や県立中央図書館の「子ども図書研究室」*32等、子どもの読書活動を支援する場ができます。今後、調べ学習等にも大いに利用していくことが望されます。

<施策の方向>

ア 国際子ども図書館の活用の推進

国際子ども図書館ではレファレンスサービス、複写サービス、図書館間貸出し、学校図書館セット貸出し*33など様々なサービスが実施されています。読書活動の充実や、教職員・学校司書の研修・研究への活用を促進します。

イ 子ども図書研究室の活用の促進

「子ども図書研究室」には、国内外の児童書や研究書が用意され、子どもの読書活動に関わる公立図書館・学校図書館職員や、読み聞かせボランティアの支援をしています。それらの支援や、学校等への図書の団体貸出しサービスの更なる活用を促進します。

ウ 市立図書館・学校図書館と県内の公立図書館・大学図書館・教育機関等の連携

市立図書館や市内学校図書館は、県内の公立図書館や大学図書館の相互貸借や県総合教育センター、市内の企業資料館や施設との連携を通して、レファレンスや資料提供、調べ学習等への活用を推進します。



*32 子ども図書研究室

平成16年6月に開設。県内の子どもの読書活動推進のため、研究用、保存用として多くの児童図書等を収集しており、子どもの読書に関する情報発信や情報交換の拠点です。

*33 学校図書館セット貸出し

国際子ども図書館で、学校図書館での展示や読み聞かせ、国際理解に関する学習教材として、世界各国・地域の歴史や文化、生活などを紹介する児童書約50冊をセットにして、学校図書館に貸し出すサービス

7 子どもの読書活動の啓発と広報等の推進

(1) 情報の収集・提供の充実

<現状・課題>

近年、子どもの読書活動は活発になり、保育園（所）・幼稚園・小・中・高等学校では、様々な情報を得て工夫した取組が行われています。

<施策の方向>

ア ホームページの活用及び市の広報等による情報提供

市立図書館が中心となって子どもの読書活動に関する情報を収集し、関係者に提供するとともに、市の広報やホームページ等を通し市民にも提供します。

イ 子どもの読書活動に関する情報提供

保育園（所）・幼稚園・小・中学校は、保護者や学校図書館ボランティア等へ、子どもの読書活動に関する情報を提供します。

ウ 成長段階にあった本の紹介・普及

保育園（所）・幼稚園・小・中学校・市立図書館は、子どもの成長段階や状況に応じた本の紹介を、ブックリストやおたより等を通じて行います。

エ 市立図書館の実施している「アシストサービス」についての情報提供

障害があるなど特別な支援を必要とする子どもの読書活動に資するため、「アシストサービス」の一層の周知に務めます。

オ 外国につながる市民の関係部署・民間団体との連携による情報提供

市における外国につながる市民を支援する関係部署及び民間団体と連携し、各家庭に母語での読書の重要性を呼びかけるため、市立図書館が行う外国語で書かれた図書の提供や、外国語での読み聞かせ会の開催等のサービスについて、市及び関係団体等を通じて情報を提供します。

(2) 「子ども読書の日」・「読書週間」等における啓発・広報の推進

<現状・課題>

小・中・高等学校・市立図書館では、「子ども読書の日」や「読書週間」に合わせて様々な取組が行われています。一部の小学校では、読み聞かせボランティアを招き、読み聞かせ等を行っています。また、市立図書館では、子どもの関心が高まるように、読み聞かせや読書関連講座を開催し、図書館だより等でお知らせをしたり、お薦め本を展示したりするなどの活動を行っています。

<施策の方向>

ア 「子ども読書の日」及び「読書週間」を通じての啓発・広報

小・中学校・市立図書館では、様々な関連行事に子どもだけでなく大人も参加してもらえるよう啓発・広報に努めます。

イ 市の広報誌等による啓発・広報

「広報やいづ」、「図書館だより」、ホームページ、各学校のおたより等により、保護者を含む市民への啓発・広報に努めます。

第3章 推進・支援体制の整備等

1 市における推進・支援体制の整備

<現状・課題>

ア 焼津市では「第6次市総合計画」や「第三次静岡県子ども読書活動推進計画（後期計画）」を念頭に、地域での読み聞かせ会などによる子どもと読書をつなぐ活動を進めています。また、各学校においても朝読書や教職員・ボランティアによる読み聞かせ、読書に関わる行事等により、子どもが読書習慣を身に付け、読書能力を高めることに努めています。

イ 地域や学校で活動するボランティアの養成支援のために、市立図書館が「読み聞かせ実践講座」や「本の装備講座」、「本の修理講座」、「出前講座」等を行っています。

ウ 地域や学校において、子どもの読書活動が幅広く豊かに進められていくためには、相互の理解・協力が必要です。司書教諭・学校司書・ボランティア・図書館司書の活動が志を一つに進められるよう、連携を深める必要があります。

<施策の方向>

地域・学校との連携

地域での活動や学校での活動・方針が、相互の理解や協力の下に進められるよう、司書教諭・学校司書・ボランティア・図書館司書の交流・研修の機会を設けるなど、ネットワークづくりに努めます。

2 書店との連携

<現状・課題>

ア 多彩な出版物のなか、良心的な児童書が子どもやその保護者の目に触れるためには、学校や図書館だけでなく、市内の書店にも選ばれた児童書が多く揃えられることが望まれます。

イ 図書館を利用しないが、書店には足を運ぶという児童生徒がいます。世代に合った魅力的な本のなかにも、子どもの生きる力や豊かな心を育む本が数多く置かれることが求められます。

<施策の方向>

ア 書店との協働

子どもたちが、どこに行っても子どもの心の糧になる本に多く出会えるよう、書店の理解と協力の下、読書活動の推進を呼び掛けます。

イ 児童書や中・高生向きの読書情報の提供

時代のニーズ、テーマに合わせた児童書や中・高生向きの読書情報を図書館や学校と共有し、書店独自の子ども読書活動推進事業を企画・実施されるよう協力を呼びかけます。

3 報道機関との連携

<現状・課題>

新聞の地方欄には、時に応じて学校や図書館での子どもの読書活動の様子や市内の取組などが紹介されています。

<施策の方向>

報道機関への情報提供

市役所内にある記者クラブへは、地域や図書館、学校における子どもの読書に関わるイベント・情報をその都度伝え、これらの取組がこれまで以上に報道されるよう働きかけます。

4 施策の実施に向けて

本計画に掲げられた各種施策を実施するため、必要な予算措置その他の措置を講ずるよう努めます。

焼津市子ども読書活動推進計画（第三次） 努力目標一覧

| 担当課 | 本文施策 | | No. | 目標項目 | 第二次 平成24年度 | 現状 令和4年度 | 目標 令和15年度 |
|-------|------------------|---|-----|---|-------------------------------|--|---|
| 図書館 | | | 1 | 児童・生徒の1ヶ月の目標読書冊数 小学校(13校) 中学校(9校) 高校(4校) | 5.5冊 2.9冊 1.9冊 | 11.5冊 (低31.23冊※1) (中8.00冊※1) (高5.18冊※1) 3.1冊 1.5冊 | 12冊 (低31冊※1) (中8冊※1) (高6冊※1) 4冊 2冊 |
| | 2 (1) イ | 2 | 2 | 12歳以下の子ども1人あたりの市立図書館の児童図書の蔵書数 | 6.6冊 | 9.0冊 | 12冊 |
| | 2 (1) イ | 3 | 3 | 12歳以下の子ども1人あたりの市立図書館の児童図書の年間貸出冊数 | 5.7冊 | 6.2冊 | 24冊 |
| | 1 | ア | 4 | ブックスタート事業対象者における参加者数と参加割合(6～7か月児相談対象者数) | 1,188人 95.3% (1,248人) | 829人 96.1% (863人) | 100% |
| | 2 (1) ケ | 5 | 5 | 市立図書館の読み聞かせ会などへの参加数 | 2,161人 | 2,652人 | 2,900人 |
| | 2 (1) ウ | 6 | 6 | ヤングアダルト世代(中・高生)1人あたりの市立図書館の貸出冊数 | 1.7冊 | 1.0冊 | 3冊 |
| | 2 (1) オ | 7 | 7 | 市立図書館の外国につながる子どもに配慮した図書の所蔵数(タイトル数) | 306冊 | 1425 | 1,800 |
| | 1 | ア | 8 | 市立図書館の地域交流センター(公民館)等に出向いての、読み聞かせ等に関する保護者向けの研修回数 | 1回 | 4回 | 9回 |
| | 3 | ウ | 9 | 市立図書館の保育園(所)・幼稚園等に出向いての保護者向けの読み聞かせや利用案内に関する研修会数及び園児への読み聞かせ等の実施回数 | 1回 | 0回 | 5回 |
| | 3 | イ | 10 | ボランティアによる保育園(所)・幼稚園での読み聞かせの実施園数 | 未調査 | 14園 | 30園 |
| | 3 | イ | 11 | 市立図書館の保育園(所)・幼稚園による図書館見学(読み聞かせ会を含む)の参加者数 | 746人 | 371人 | 1,000人 |
| | 2 (1) ケ 6 (3) | オ | 12 | 「こどもの読書週間」に市立図書館で取り組んだ行事への参加人数 | 未実施 | 245 | 350人 |
| | 2 (1) ケ 6 (3) | オ | 13 | 「秋の読書週間」に、図書館で開催した行事への参加者数(大人も含む) | 11人 | 352 | 450人 |
| | 2 (1) ケ 6 (3) | オ | 14 | 市立図書館の「子ども向け講座」の参加人数 | 106人 | 140 | 160人 |
| えほんごと | 2 (2) | イ | 15★ | ターントルこども館が、図書館や地域交流センター(公民館)等と連携し、読み聞かせ会や本に関連した催しを行った回数 | — | 年2回 | 年4回 |
| 教育総務 | 4 (2) | ア | 16 | 学校図書館標準を達成している学校 | | | |
| | | | | 小学校(13校) 中学校(9校) | 9校 69% 5校 56% | 13校 100% 5校 56% | 13校 100% 9校 100% |
| 学校教育 | 4 (1) | オ | 17 | 学校司書の配置率 | | | |
| | | | | 小学校(13校) 中学校(9校) | 13校 100% 9校 100% | 13校 100% 9校 100% | 13校 100% 9校 100% |
| 学校教育 | 4 (1) | ウ | 18 | 司書教諭が読書指導や学校図書館の機能を活用した授業の支援を行う時間を位置づけ、実施している学校数と割合(12学級以上の司書教諭発令校を対象とする) | | | |
| | | | | 小学校(令和4年度現在の対象校数 12校※2) 中学校(令和4年度現在の対象校数 7校※2) | — — | 10校／12校 83% 7校／7校 100% | 12校／12校 100% 7校／7校 100% |

| | | | | | | | | |
|-------|---|-----|---|----|---|---------------------------|---------------------------------------|---|
| 学校教育 | 4 | (3) | ア | 19 | 小・中学校の読み聞かせ等の実施校数と割合 小学校(13校) 中学校(9校) | 13校 100% 7校 78% | 13校 100% 7校 78% | 13校 100% 9校 100% |
| | 4 | (2) | イ | 20 | 小・中学校における外国につながる子どもに配慮した図書を配置した学校数と割合 小学校(13校) 中学校(9校) | 3校 23% 1校 11% | 11校 85% 4校 44% | 13校 100% 9校 100% |
| | 4 | (3) | ア | 21 | 全校一斉読書を実施している学校数と割合 小学校(13校) 中学校(9校) | 13校 100% 9校 100% | 11校 85% 6校 67% | 13校 100% 9校 100% |
| 学校図書館 | 2 | (1) | ケ | 22 | 「こどもの読書週間」「秋の読書週間」に、読書活動に取り組んだ小・中・高等学校数と割合 小学校(13校) 中学校(9校) 高校(4校) | 13校 100% 2校 22% | 13校 100% 5校 56% 3校 75% | 13校 100% 9校 100% 4校 100% |
| | 6 | (3) | オ | | | | | |
| | 1 | | ア | | (1.6歳・3歳児健診時) 家庭で読み聞かせを始めた時期が「0~6か月」の子の割合 | 71% | 91.3% | 95% |
| 健康づくり | 1 | | ア | 23 | (1.6歳・3歳児健診時) 乳幼児期に週3回以上読み聞かせている人の割合 | 61% | 78.3% | 95% |
| | | | | 24 | | | | |

★ 第三次計画より設定

※1 学年ごとの冊数は参考数値です。

※2 司書教諭発令校数は年度により変動があります。

【実施事業の一覧】

子どもの本の大切さや良書を知るための事業や、子どもと本のため講座・読み聞かせ会等の事業をそれぞれ行っています。

(担当 : 焼津図書館)

| 事 業 名 | 内 容 | 対 象 | 場 所 |
|---------------------------|---|--------------|------------|
| ブックスタート | 絵本を介したふれあいについての講話後に、絵本を1冊手渡す。 | 6 ~ 7か月児と保護者 | アトレ序舎 |
| おはなし会 | 絵本の読み聞かせ・紙芝居・手遊び等 | 3歳位~ | 焼津図書館 |
| あかちゃんおはなし会 | あかちゃん絵本の読み聞かせ、手遊び、わらべうた | 0 ~ 2歳と保護者 | 焼津図書館 |
| むかしばなしのへや | ストーリーテリングで昔話を語る。 | 6歳位~ | 焼津図書館 |
| クリスマスおはなし会 | クリスマスにまつわる読み聞かせや朗読等 | 3歳位~ | 焼津図書館 |
| こわ~いおはなし会 | 小泉八雲の作品を中心に紙芝居や読み聞かせ、朗読などを行う。 | 幼児~ | 焼津図書館 |
| ぴよぴよおはなし会 ぴよぴよこっこおはなし会 | あかちゃん絵本の読み聞かせ、手遊び、わらべうた | 就園前の乳幼児 | ウェルシップ等3箇所 |
| こども映画会 | 絵本をもとにした映画等を上映 | 幼児~ | 焼津図書館 |
| 図書館講座 | 科学絵本をもとにした講座 わらべ歌とはじめての絵本 | 親子 | 焼津図書館 |
| こども図書館員講座 | カウンター業務等図書館の仕事を体験することで、図書館についての興味を高める。 | 小学4年生~中学生 | 焼津図書館 |
| 新春！福ぶっくろ | テーマごとに選書した袋の貸出し。新たな興味や知識を広げる機会を作る。 | 全年齢 | 焼津図書館 |
| おたのしみ袋の貸出し | テーマごとに選書した袋の貸出し。新たな興味や知識を広げる機会を作る。 | 幼児・小学生 | 焼津図書館 |
| ぬいぐるみおとまり会 | 参加者のお気に入りのぬいぐるみを図書館にお泊りさせ、ぬいぐるみが選んだ絵本の貸出と参加記念冊子を贈呈する。 | 幼児~ | 焼津図書館 |
| 読書手帳「やいっちょ」 | 市内の小学生を対象に1冊につき100冊の読書履歴が記録でき、読書活動推進の一環として配布。 | 小学生 | 焼津図書館 |

(担当：大井川図書館)

| 事業名 | 内容 | 対象 | 場所 |
|---------------------|---|------------|-------------|
| ブックスタート | 絵本を介したふれあいについての講話後に、絵本1冊手渡す。 | 6～7か月児と保護者 | 大井川庁舎 |
| 乳幼児向けおはなしのへや | あかちゃん絵本の読み聞かせ、手遊び、わらべうた | 0～2歳と保護者 | 大井川図書館 |
| 幼児・児童向けおはなしのへや | 絵本の読み聞かせ・紙芝居・手遊び等 | 3歳位～ | 大井川図書館 |
| おはなしのへや 夏のスペシャル版 | 大型絵本の読み聞かせ、紙芝居、エプロンシアター、手遊び等 | 幼児～ | 大井川地域交流センター |
| おはなしのへや クリスマス会 | 大型絵本の読み聞かせ、ハンドベルの演奏、劇、エプロンシアター等 | 幼児～ | 大井川地域交流センター |
| こども図書館員講座 | カウンター業務等図書館の仕事を体験することで、図書館についての興味を高める。 | 小学4年生～中学生 | 大井川図書館 |
| こどもまつり | クイズや歌遊びなど、楽しいふれあいの場を提供する。 | 幼児～ | 大井川図書館 |
| 図書館講座 | 科学絵本をもとにした講座 | 親子 | 大井川図書館 |
| 新春！福ぶっくろ | テーマごとに選書した袋の貸出し。新たな興味や知識を広げる機会を作る。 | 全年齢 | 大井川図書館 |
| おたのしみ袋の貸出し | テーマごとに選書した袋の貸出し。新たな興味や知識を広げる機会を作る。 | 幼児・小学生 | 大井川図書館 |
| ぬいぐるみおとまり会 | 参加者のお気に入りのぬいぐるみを図書館にお泊りさせ、ぬいぐるみが選んだ絵本の貸出と参加記念冊子を贈呈する。 | 幼児～ | 大井川図書館 |
| 読書手帳「やいっちょ」 | 市内の小学生を対象に1冊につき100冊の読書履歴が記録でき、読書活動推進の一環として配布。 | 小学生 | 大井川図書館 |

※令和3年7月開館の為、新規追加です。

(担当：ターントクルこども館)

| 事業名 | 内容 | 対象 | 場所 |
|------------|---|--------|---------|
| 読み聞かせ | 絵本、大型絵本の読み聞かせ | 全年齢 | やいづえほんと |
| えほんと探偵 | ヒントをもとに、館内にある絵本を検索する。えほんとを限なく楽しんでもらい、新しい本と出会う機会を作る。 | 幼児～小学生 | やいづえほんと |
| テーマ展示 | てづくりおもちゃや季節、記念日などに合わせた本の展示 | 全年齢 | やいづえほんと |
| おもちゃとえほん祭り | オリジナル絵本作りや歌遊びなど、えほんとサポーターと来館者のふれあいの場を提供する。 | 全年齢 | やいづえほんと |

(担当：スマイルライフ推進課)

| 事業名 | 内容 | 対象 | 場所 |
|----------------|--|----------|-------------|
| 子ども講座での読み聞かせ | 主催講座を行う際、関連図書の紹介や絵本の読み聞かせなどをを行う。(主に夏休み) | 講座参加者 | 東益津地域交流センター |
| おたよりでの図書紹介 | 毎月発行のおたよりで、東益津地域交流センターに所蔵している本を紹介している。 | 全年齢 | 東益津地域交流センター |
| ふれあいルームの絵本コーナー | ふれあいルームに絵本を置いている。不定期で本の入れ替えを行っている。(持ち出し不可) | 未就学児と保護者 | 東益津地域交流センター |

(担当：文化振興課)

| 事業名 | 内容 | 対象 | 場所 |
|-----------------|-----------------------|------------|-----------|
| 小泉八雲顕彰文芸作品コンクール | 小泉八雲をテーマとした文芸作品のコンクール | 小・中・高校生、一般 | 焼津小泉八雲記念館 |

(担当：子育て支援課)

| 事 業 名 | 内 容 | 対 象 | 場 所 |
|---------------|-------------------------|-----------|------------------|
| みんなであそぼう | リズム遊び、絵本の読み聞かせ、ペーパーサート等 | ～3歳の子と保護者 | 地域子育て支援センターとまとぴあ |
| ウェルカムタイム | 手あそび、絵本の読み聞かせ、紙芝居等 | ～3歳の子と保護者 | 子育てサポートルーム |
| ふれあいタイム | 手あそび、絵本の読み聞かせ等 | 未就学児と保護者 | 親子ふれあい広場 |
| 図書貸出し | 育児書、保育雑誌の貸出し | ～3歳の子と保護者 | 子育てサポートルーム |
| 子育て講座「絵であそぼう」 | 絵本の選び方のお話や読み聞かせ | ～3歳の子と保護者 | 親子ふれあい広場 |

(担当：健康づくり課)

| 事 業 名 | 内 容 | 対 象 | 場 所 |
|----------------------|---------|------------|-------|
| 1歳6か月児健診時 絵本コーナー | 待ち時間の利用 | 1歳6か月児と保護者 | アトレ庁舎 |
| 2歳児歯みがき教室時 絵本コーナー | 待ち時間の利用 | 2歳児と保護者 | アトレ庁舎 |
| 3歳児健診時絵本コーナー | 待ち時間の利用 | 3歳児と保護者 | アトレ庁舎 |

(担当：学校教育課)

| 事 業 名 | 内 容 | 対 象 | 場 所 |
|-----------------|-----------------------------|----------|-----|
| 学校図書館ボランティア活動事業 | 図書館のボランティア活動を保護者・地域の方に依頼する。 | 保護者・地域の方 | 各学校 |

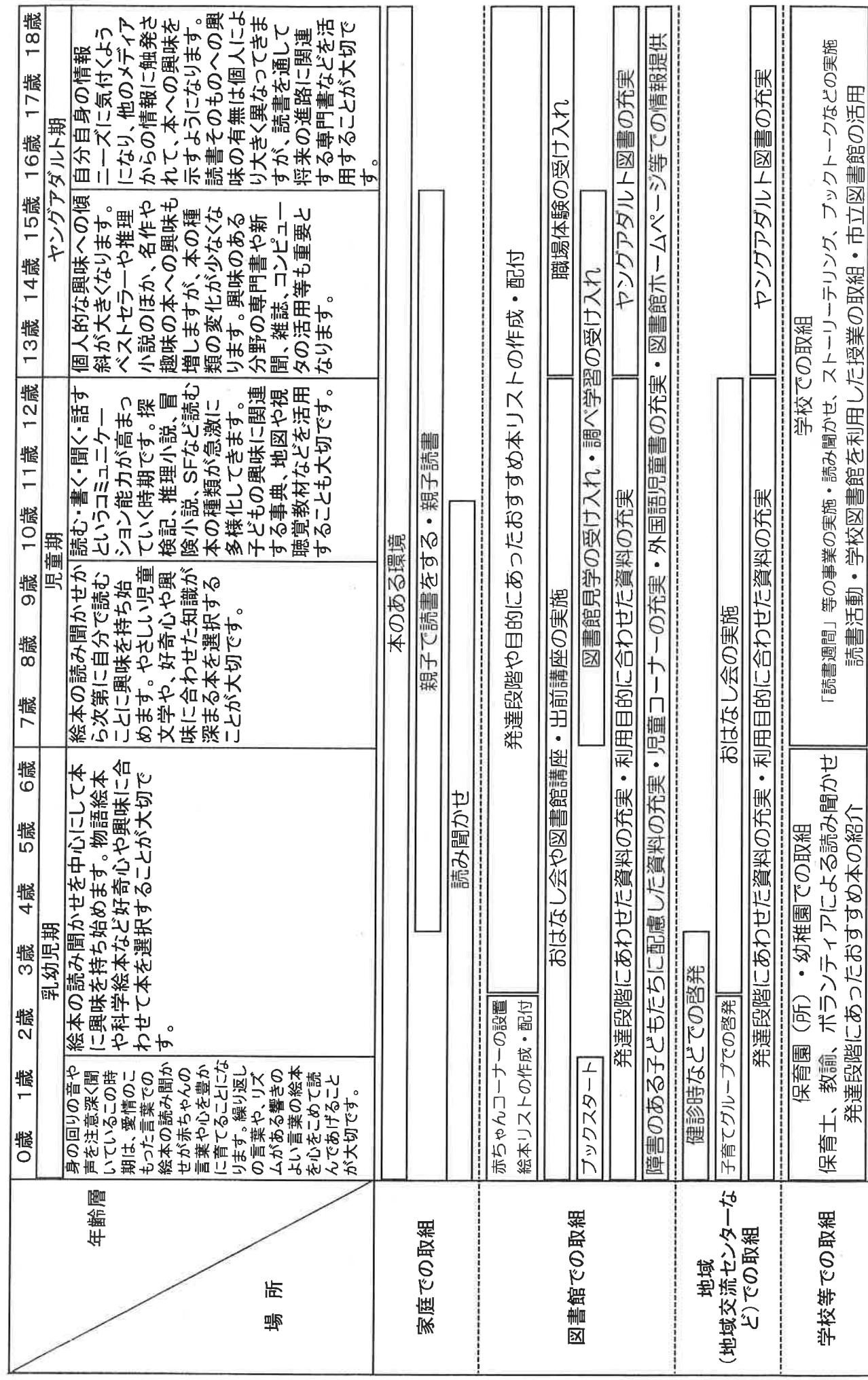
【連携事業の一覧】

| 事 業 名 | 内 容 | 対 象 | 連携 |
|-----------|---|--------------|-----------------------------|
| 図書館見学受入れ | 図書館の利用方法の説明や図書館内の見学 | 幼保育園児 小学生 | 幼・保育園(所) 小学校 図書館 |
| 職場体験受入れ | 図書館内の窓口業務や本の整理・修理等の体験 | 中学生 | 中学校 図書館 |
| 団体貸出し | 市内施設への図書資料の貸出し | 市内施設 | 小・中学校、地域交流センター、市内施設、図書館 |
| 調べ学習活動 | 調べたい内容についての助言や、本の探し方及び本の紹介 | 小学生 | 小学校 図書館 |
| 出前講座 | 本の読み聞かせの講座と実技 | 市内施設 | 幼・保育園(所)、小・中学校、地域交流センター、図書館 |
| 除籍資料の無償提供 | 図書館の除籍資料を市内施設へ無償提供 | 市内施設 | 幼・保育園(所)、小・中学校等 |
| ブックリスト配付 | 1歳6か月児健診対象者へブックリスト配付 | 1歳6か月児と保護者 | 健康づくり課 図書館 |
| | 小学校4年生へブックリスト配付 | 小学4年生 | 小学校 図書館 |
| 図書資料購入 | 図書館でも図書資料購入について、学校からの要望を取り入れて購入 | 小・中学校図書担当教諭 | 小・中学校、地域交流センター、他市内施設、図書館 |
| 図書館からの招待状 | 新1年生へ図書館のパンフレットを配付（内容：ブックリスト、図書館利用、読み聞かせ等のイベントについて） | 小学1年生 | 小学校 図書館 |
| コラボ企画の開催 | 職場体験や見学、絵本にまつわるコラボ企画などを開催 | 全年齢 | ターントクルこども館、学校他市内施設、図書館 |

「焼津市子ども読書活動推進計画」(第三次)の体系と取組

| | | 〈取組内容〉 | 〈所管〉 |
|-----|------------------------------|--|--|
| 第2章 | 1 家庭における子どもの読書活動の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・ブックスタート事業での啓発 ・家庭教育学級での啓発 ・子育てグループでの啓発 ・親子読書の推奨 | 健康づくり課・図書館 スマイルライフ推進課・図書館 スマイルライフ推進課・図書館 小・中学校・図書館 |
| | 2 地域における子どもの読書活動の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・図書館の専門職員の充実 ・図書館の図書館資料等の整備・充実 ・図書館のヤングアダルトサービスの充実 ・障害のある子どもの読書活動支援 ・外国につながる子どもの読書活動支援 ・調べ学習への支援 ・子ども向け行事の充実・推進 ・相互貸借による読書活動の推進 ・「やいづえほんと」の充実 ・地域施設の整備 ・放課後児童クラブや放課後等デイサービスにおける読書活動の充実 ・子育て支援拠点における読書活動の充実 | 図書館 図書館 図書館 図書館 図書館 図書館 図書館 図書館 ターントクルこども館 スマイルライフ推進課・図書館 家庭支援課・障害福祉課 子育て支援課 |
| | 3 保育園(所)・幼稚園・通園施設における読書活動の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・図書コーナーの整備、蔵書の充実 ・絵本に親しむ機会の工夫 ・職員研修の充実と保護者への周知 ・外国につながる園児への読書活動支援 | 保育園(所)・幼稚園・学校教育課 保育園(所)・幼稚園・学校教育課 保育園(所)・幼稚園・学校教育課 保育園(所)・幼稚園・学校教育課 |
| | 4 小・中学校における子どもの読書活動の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・年間計画の作成 ・研修による教職員への啓発と体制づくり ・図書館業務担当時間の確保 ・学校司書の専門性の向上 ・計画的な図書館資料等の整備・充実 ・施設・設備の整備・充実 ・学校図書館のネットワーク化 ・朝読書・読み聞かせ等全校で取り組む読書活動の推進 ・推薦図書の選定 ・学校図書館を活用した学習の推進 ・障害のある子どもへの読書活動支援 ・先進的な事例の紹介 ・学校図書館ボランティアの協力 ・市立図書館との連携 ・家庭における読書活動の推進 | 小・中学校 学校教育課 学校教育課 学校教育課 学校教育課・小・中学校 学校教育課・小・中学校 学校教育課・小・中学校 小・中学校 小・中学校 小・中学校 小・中学校 小・中学校 学校教育課・小・中学校 学校教育課・図書館 学校教育課・小・中学校・図書館 小・中学校・図書館 |
| | 5 高等学校における読書活動の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・全校一斉の読書活動等 ・ビブリオバトル等への参加 | 高等学校 高等学校 |
| | 6 連携による子どもの読書活動の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・公立図書館間の連携 ・小・中学校の学校図書館の連携 ・学校図書館と市立図書館の連携 ・その他関係図書館等との連携 | 図書館 学校教育課・小・中学校 学校教育課・小・中学校・図書館 図書館 |
| | 7 啓発・広報等の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの活用及び市の広報等による情報提供 ・保育園(所)・幼稚園・小・中学校・市立図書館等を通じての情報提供 ・ブックリストの作成 ・「子ども読書の日」及び「読書週間」を通じての啓発・広報の推進 ・「広報やいづ」、「図書館だより」、ホームページ、各学校のおたより等による啓発・広報 | 図書館 保育園(所)・幼稚園・小・中学校・図書館 図書館 学校教育課・図書館 シティセールス課・保育園(所)・幼稚園・小・中学校・図書館 |
| 第3章 | 推進・支援体制の整備等 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域・学校との連携 ・書店との連携 ・報道機関との連携 | 学校教育課・図書館 書店・図書館 シティセールス課・図書館 |

「焼津市子ども読書活動推進計画」(第三次)体系図



子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての

計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一條 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

焼津市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要領

(設置)

第1条 「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年法律第154号)に基づき、焼津市の子ども読書活動推進計画(以下「推進計画」という。)を策定するため、焼津市子ども読書活動推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、推進計画の策定について検討、処理する。

(組織)

第3条 委員会の委員は、12人以内とし、焼津市図書館協議会委員及び行政関係者を焼津市教育委員会が委嘱又は任命する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を招集し、主催する。

3 委員長に事故があるときは副委員長が、委員長及び副委員長とともに事故があるときは委員長が指名する委員がその職務を行う。

(委員会)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

(補助組織)

第6条 委員会に補助組織として、作業部会を置く。

(設置期間)

第7条 委員会の設置期間は、推進計画策定の終了までとする。

(庶務)

第8条 委員会及び作業部会の庶務は、焼津市教育委員会事務局図書課において処理する。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

但し、第6条及び第8条(作業部会に関する部分に限る)の規定は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月10日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年1月17日から施行する。

焼津市子ども読書活動推進計画（第三次）策定委員会委員名簿

| No | 区分 | 所属 | 氏名 | 備考 |
|----|-------------------|------------|---------|----|
| 1 | 学識経験者 | 図書館協議会長 | 岡本 康夫 | |
| 2 | 焼津市教育研究会図書館教育部部長 | 焼津西小学校教諭 | 岩崎 茂野 | |
| 3 | 焼津市教育研究会図書館教育部副部長 | 東益津中学校教諭 | 岩田 祐子 | |
| 4 | 社会教育関係者 | 社会教育委員 | 桑原 光子 | |
| 5 | 社会教育関係者 | 公民館運営審議会委員 | 村松 晶子 | |
| 6 | 子育て支援課 | 子育てコンシェルジュ | 秋山 めぐみ | |
| 7 | 保育園関係者 | 明星保育園園長 | 伊久美 奈保子 | |
| 8 | 公募 | 一般市民 | 橋本 登 | |
| 9 | 公募 | 一般市民 | 内藤 亜記子 | |

焼津市子ども読書活動推進計画（第三次）作業部会員名簿

| No | 区分 | 担当 | 氏名 | グループ |
|----|------------------------|---------|--------|------|
| 1 | 学校教育課 | 指導主事 | 奥川 慶一 | 学校 |
| 2 | 小学校 | 学校司書 | 柴 千寛 | 学校 |
| 3 | 中学校 | 学校司書 | 白石 恵美 | 学校 |
| 4 | 公民館司書 | 東益津公民館 | 朝比奈 弘子 | 地域 |
| 5 | スマイルライフ推進課 | 生涯学習担当 | 柴田 智充 | 地域 |
| 6 | 保育・幼稚園課 | 幼稚園教諭 | 横原 恵子 | 地域 |
| 7 | 子育て支援課(ターント クルこども館) | やいづえほんと | 小林 正人 | 地域 |
| 8 | 保育・幼稚園課 | 保育園保育士 | 中村 智子 | 地域 |
| 9 | 健康づくり課 | 母子保健担当 | 森田 静香 | 地域 |
| 10 | 図書課 | 課長 | 小池 善栄 | 地域 |
| 11 | 焼津図書館 | 係長 | 山本 久乃 | 地域 |
| 12 | 焼津図書館 | 主任主事 | 永井 里奈 | 地域 |
| 13 | 大井川図書館 | 係長 | 守屋 綾子 | 学校 |
| 14 | 大井川図書館 | 主査 | 鈴木 敏正 | 学校 |

焼津市子ども読書活動推進計画 第三次計画策定経過状況

| 年月 | 策定委員会 (於:図書館協議会) | 作業部会 | 事務局 | その他 |
|----------------|-------------------------------------|-------------|--|-----------------------------|
| R5. 6 | | | ①家庭教育学級、② 1歳6か月児・③3 歳児検診保護者アン ケート実施 | |
| R5. 7 | | | ④各学校アンケート 実施 計画素案作成 | |
| R5. 8 | | | ①～④アンケート集 計 各課振り返り調査 | 作業部会委員 選出依頼、振り 返り調査依頼 |
| R5. 9 | | | 振り返り調査集計検 証 計画素案作成 | |
| R5. 10. 19 | | 第1回 素案検討 | | |
| R5. 11. 15 | | 第2回 素案決定 | | |
| R5. 12. 1 | 第1回 計画案検討 | | | |
| R6. 2. 1～29 | | | パブリックコメント 実施 | |
| R6. 3. 8 | 第2回 パブリックコメント 結果報告 最終計画案決定 | | | |
| R6. 3. 13 | | | 定例教育委員会へ諮 る | |

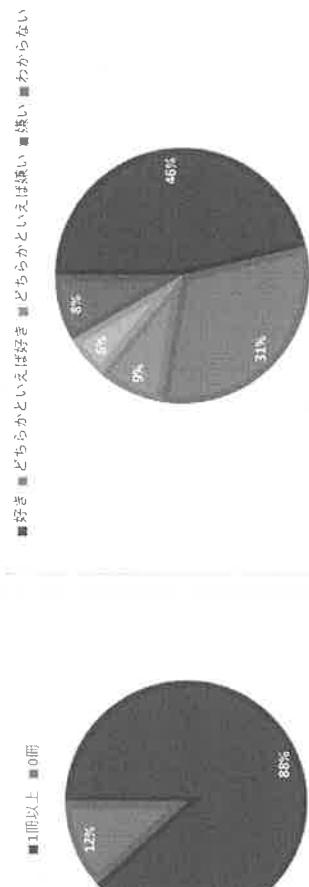
【アンケート抜粋】

小学生

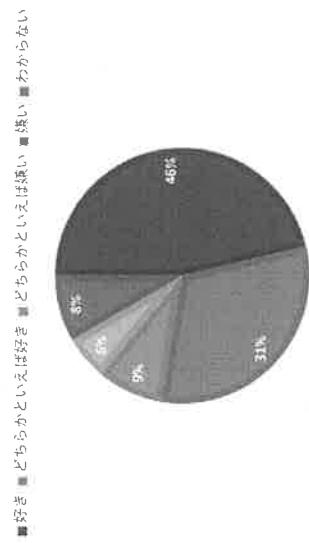
| | | | | | |
|--------|-----|---------|-------------|-----|---------|
| ○ 1冊以上 | 188 | 88.26% | 好き | 99 | 46.26% |
| × 0冊 | 25 | 11.74% | どちらかといえれば好き | 67 | 31.31% |
| 計 | 213 | 100.00% | どちらかといえれば嫌い | 18 | 8.41% |
| | | | 嫌い | 12 | 5.61% |
| | | | わからない | 18 | 8.41% |
| | | | 計 | 214 | 100.00% |

* 空欄は除外

【小学生】不読者



【小学生】本を読むことが好きですか

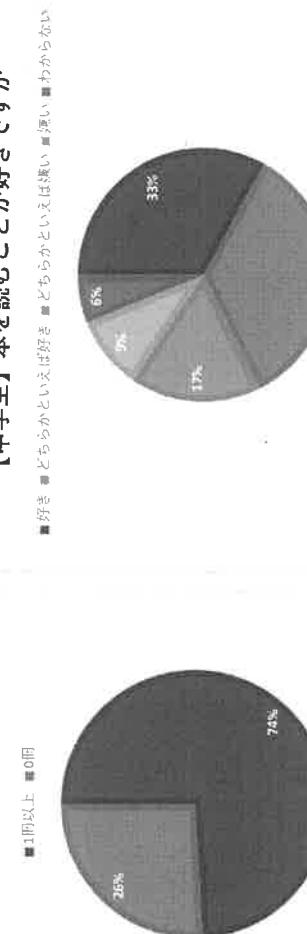


中学生

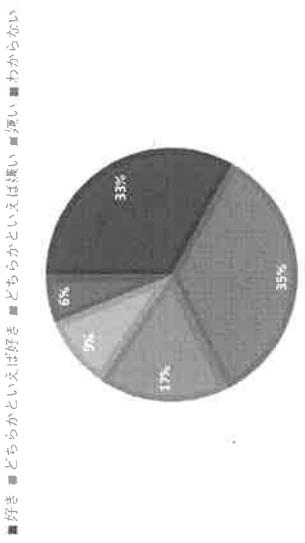
| | | | | | |
|--------|-----|---------|-------------|-----|---------|
| ○ 1冊以上 | 134 | 74.03% | 好き | 59 | 32.96% |
| × 0冊 | 47 | 25.97% | どちらかといえれば好き | 62 | 34.64% |
| 計 | 181 | 100.00% | どちらかといえれば嫌い | 30 | 16.76% |
| | | | 嫌い | 17 | 9.50% |
| | | | わからない | 11 | 6.15% |
| | | | 計 | 179 | 100.00% |

* 空欄は除外

【中学生】不読者



【中学生】本を読むことが好きですか

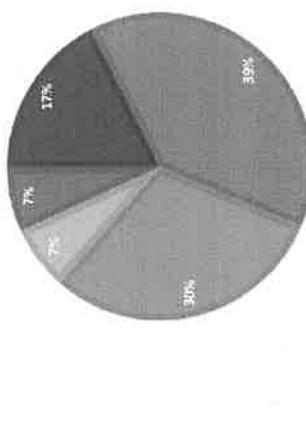


高校生

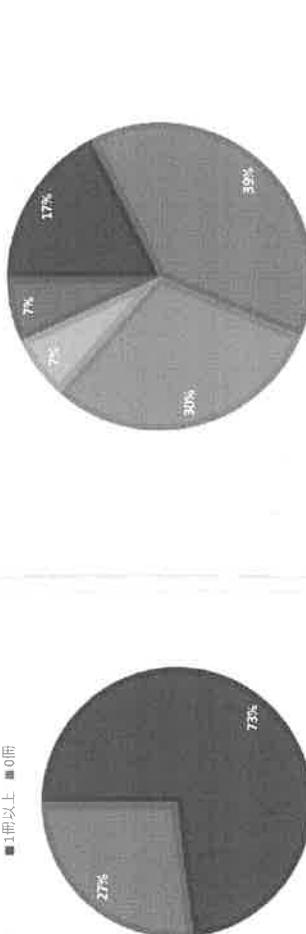
| | | | | | |
|--------|-----|---------|-------------|-----|---------|
| ○ 1冊以上 | 76 | 73.08% | 好き | 18 | 17.48% |
| × 0冊 | 28 | 26.92% | どちらかといえれば好き | 40 | 38.83% |
| 計 | 104 | 100.00% | どちらかといえれば嫌い | 31 | 30.10% |
| | | | 嫌い | 7 | 6.80% |
| | | | わからない | 7 | 6.80% |
| | | | 計 | 103 | 100.00% |

* 空欄は除外

【高校生】本を読むことが好きですか



【高校生】不読者



焼津市子ども読書活動推進計画（第三次計画）

発 行 令和6年3月

発行者 焼津市教育委員会

編 集 焼津市立図書館

〒425-0071 焼津市三ヶ名1550番地

電話：054-628-2334

FAX：054-626-5361

E-mail : toshokan@city.yaizu.lg.jp

ホームページ : <https://toshokan-yaizu.jp/>



焼津市立図書館ホームページ